



在留資格別外国人労働者数の推移(厚労省「外国人雇用」の届出状況・令和元年10月末現在より)

本誌の好評連載『外国人雇用の潮流』の執筆でもお馴染みの行政書士・濱川恭一氏。新在留資格の『特定技能』が施行されてそろそろ1年を迎える。1月末に厚労省が発表した令和元年10月末時点の「特定技能」で働く外国人労働者は520人。動きは鈍い。今、「特定技能」が抱えている課題は何か？そして外国人材獲得の秘策を濱川氏に聞く。(聞き手 伊藤秀範)



この人に今、ここが聞きたい!

東京ワールド行政書士事務所代表
濱川 恭一氏

「特定技能」で働く外国人が
 なかなか増加しない理由とは？

試験合格者は増えて
 いるが…

1月末に、厚労省は令和元年10月末現在における外国人雇用についての届出状況を公表。国内の外国人労働者数は過去最高を更新しました。

「昨年10月末時点での外国人労働者数は165万8804人、前年同期比で19万8341人の増加です。

一方で、国内では貴重な労働力にもなっている外国人留学生数は、昨年4月に初めて新規許可数

「全体的にはまだまだ少ないです。試験の合格者数自体は結構増えてはいるんですけどね」

試験の合格者数は増えているのに、実際に特定技能で働く外国人は少ない。その要因は何なのでしょう？

「外食や宿泊分野における試験合格者を見ると、外食を受けている人は宿泊も同時に受けているというように、一人が複数の試験に合格しているケースが結構あります。

ただ、それ以上に大きな要因は、特定技能には二国間協定という制度があり、それが足かせになっていることだと思います。

厚労省が発表した10月末現在のデータでは、国籍別では、中国の41万8327人に次いで、ベトナムが40万1326人と急増しています。

実はこのベトナムは、この二国間協定にとっても厳格な国なので。特定技能の試験には受かったベトナム人留学生に対して、日本国内で2年以上の修了年数がなければ、特定技能ビザで就職すること

が減少に転じました。

右肩上がりだった留学生の新規許可数が減少に転じたことで、日本語学校の中には入学予定の留学生が激減したところもあります。そうした影響なども考慮すると、過去最高を更新している外国人労働者数の伸びは、今後落ち着いてくるのではないかと、とも言われています」

「気になる「特定技能」の外国人労働者数ですが、先の厚生労働省が発表した昨年10月末時点のデータでは520人となっていますね。

はできません。つまり、本来は留学を目的に日本に来ているのだから、2年間はしっかりと勉強をしないとというわけです。

ベトナム人の留学生は年々急増しているのに、特定技能で働く外国人が増えない大きな理由の一つには、この二国間協定が足かせになっていると考えられます」

SNSでデメリット 拡散も

「では、そうした足かせとなる制度が緩和されれば、特定技能で働く外国人はかなり増えるのでは？」

「ただ、外国人側もやや慎重になってきている印象があります。特定技能に関してはSNSなどを通じてデメリットが広く知られるようになってきました。

例えば、特定技能では家族は日本に呼べないこと、さらに現行制度では特定技能1号に関しては通算5年までしか日本にいられないことなどですね。

本来はブラックな環境で外国人を働かせないための制約でもあるわけですが、SNSなどでは特定